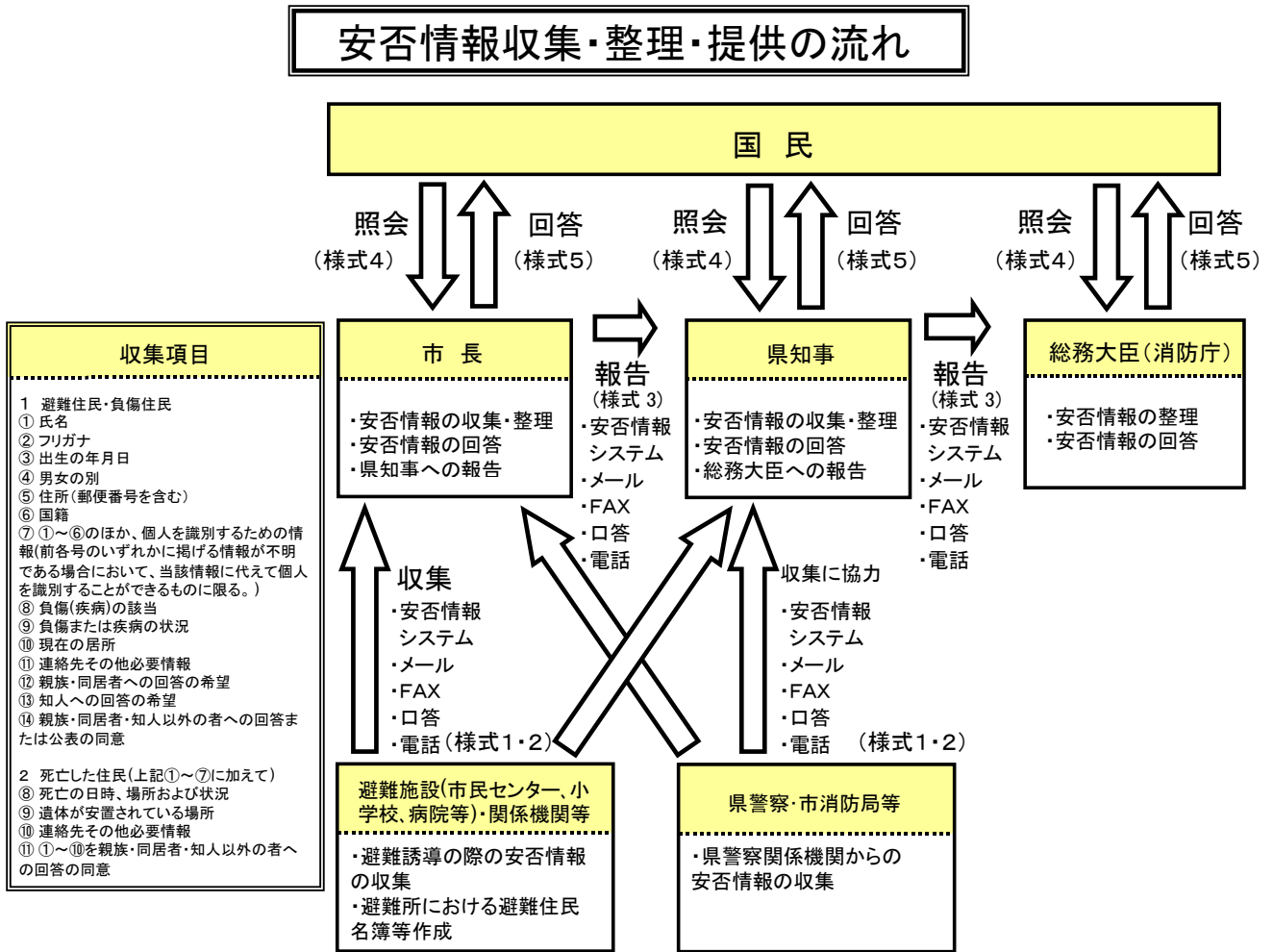


【資料14 安否情報関連】

【安否情報の収集・整理・提供の流れ】



【様式第1号】

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

**【様式第2号】**

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。



【様式第4号】

安否情報照会書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申請者 住所(居所) 氏名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ( )	
備	考	
被照会者を特定するために必要な事項	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ( )
	その他個人を識別するための情報	
※	申請者の確認	
※	備考	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
  - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
  - 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

【様式第5号】

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被照会者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本          その他 (                      )
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
  - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

【資料 15 被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分

○ ○ ○

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時平成年月日

(2) 発生場所〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯度、東経度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

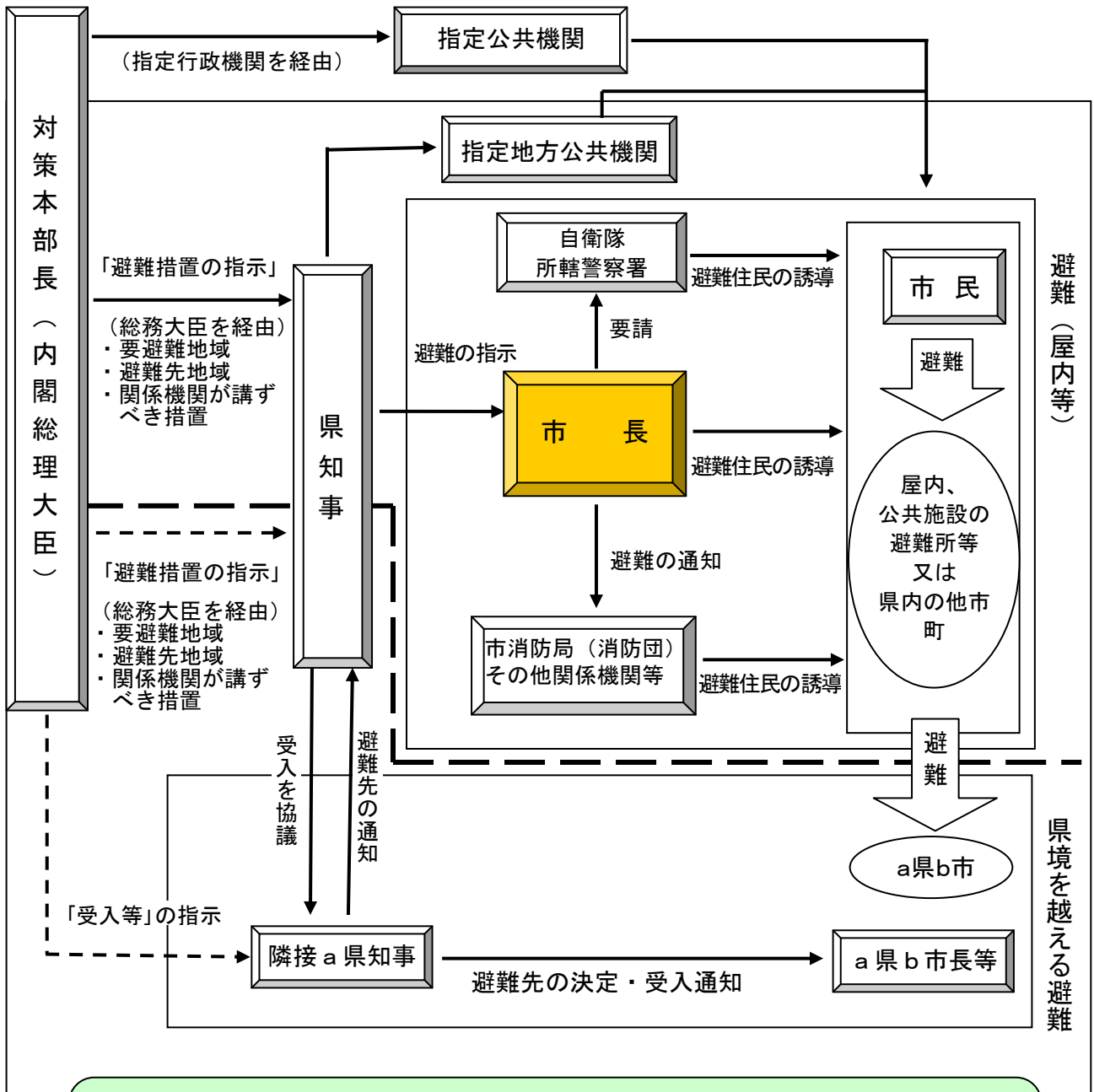
市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

(注) 被災情報の報告については、可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

【資料16 避難の指示の流れ】



- 市の役割
- ・市長は、職員を指揮し、避難住民を誘導する。
  - ・消防は、市長の命を受け、他の機関と一体となって避難住民を誘導する。
  - ・避難が必要な地域、避難先、避難経路、避難のための交通手段などを伝達

- 県の役割
- ・知事は、国の避難措置の指示を受けて住民に対し避難を指示する。
  - ・都道府県の区域を越えて避難を指示するときは、避難先の知事に対し、受入を協議する。
  - ・知事は、国の定める基準を満たす施設を、管理者の同意を得て避難地として指定する。



【資料17 輸送力に関する情報・輸送施設に関する情報】

【指定公共機関】

鉄道

路線ごとの輸送力

輸送力調査設定時間：平日12：00～13：00（下り）

名称	所在地	電話番号	路線名	区 間		編成・本数	輸送力	所要時間	
西日本旅客鉄道株式会社	大阪府大阪市北区芝田二丁目4番24号	06-6376-6030	琵琶湖線	野洲	～	山科	10両 × 1本	7,111人	23～28分
							8両 × 3本		
							6両 × 3本		
			湖西線	山科	～	堅田	4両 × 3本	3,572人	9～23分
							6両 × 1本		
							9両 × 1本		
							8両 × 1本		
			湖西線	堅田	～	近江舞子	4両 × 3本	4,073人	7～18分
							6両 × 1本		
							9両 × 1本		
			湖西線	近江舞子	～	近江今津	12両 × 1本	2,744人	10～25分
							8両 × 1本		
							9両 × 1本		
			湖西線	近江今津	～	近江塩津	4両 × 1本	1,087人	10～18分
9両 × 1本									

輸送力調査設定時間：平日12：00～13：00（片道）

名称	所在地	電話番号	路線名	区 間		編成・本数	輸送力	所要時間	
京阪電気鉄道株式会社	大阪市中央区大手前1丁目7-31	06-6944-2531	石山坂本線 (石山寺～坂本比叡山口)	石山寺	～	近江神宮前	2両 × 8本	1,520人	23分30秒
				近江神宮前	～	坂本比叡山口	2両 × 4本	760人	9分00秒
			京津線 (御陵～びわ湖浜大津)	御陵	～	びわ湖浜大津	4両 × 4本	1,544人	15分30秒

バス

名称	営業所名	位置等		保有車両台数等
京阪バス株式会社	山科営業所	京都府京都市山科区大宅古海道町67-1		88台(大型72台、中型16台、小型0台、その他0台)
		075-581-7188	うち予備車等	0台(大型0台、中型0台、小型0台、その他0台)
	大津支所	大津市石山寺4丁目1-10		43台(大型35台、中型8台、小型0台、その他0台)
		077-531-2121	うち予備車等	5台(大型4台、中型1台、小型0台、その他0台)
西日本ジェイアールバス株式会社	近江今津営業所	滋賀県高島市今津町今津448-25		7台(大型6台、中型1台、小型0台、その他0台)
		0740-22-2152	うち予備車等	2台(大型1台、中型1台、小型0台、その他0台)
	京都営業所	京都府京都市南区吉祥院三ノ宮町120番地		49台(大型46台、中型3台、小型0台、その他0台)
		075-672-2851	うち予備車等	9台(大型6台、中型3台、小型0台、その他0台)

## 運輸

名称	営業所名	所在地	電話番号	保有車両台数	
				県内	
ヤマト運輸株式会社	滋賀支店	栗東市伊勢落 720	077-553-3041	392	台
佐川急便株式会社	大阪支社	大阪市此花区島屋 4-4-51	06-6460-1122	164	台
西濃運輸株式会社	滋賀支店	湖南市針 266-1	0748-72-2191	154	台
日本通運株式会社	大津支店	栗東市六地藏 1070-1	077-554-9780	138	台
福山通運株式会社	栗東支店	栗東市手原 8-2-28	077-553-3301	55	台

## 【指定地方公共機関】

### バス

名称	営業所名	位置等		保有車両台数等
近江鉄道株式会社	大津営業所	大津市瀬田大江町 51-1		90 台(大型 88 台、中型 1 台、小型 1 台、その他 0 台)
		077-543-7117	うち 予備車等	44 台(大型 43 台、中型 1 台、小型 0 台、その他 0 台)
江若交通株式会社	堅田営業所	大津市真野 1 丁目 1-62 江 若交通ビル 6 階 (本社)		51 台(大型 30 台、中型 20 台、小型 1 台、その他 0 台)
		077-573-2701 (本社)	うち 予備車等	9 台(大型 9 台、中型 0 台、小型 0 台、その他 0 台)
帝産湖南交通株式会社	本社	草津市山寺町 188		98 台(大型 69 台、中型 20 台、小型 9 台、その他 0 台)
		077-565-8188	うち 予備車等	10 台(大型 5 台、中型 2 台、小型 3 台、その他 0 台)

## 運輸

名称	営業所名	所在地	電話番号	保有車両台数	
				県内	
社団法人滋賀県トラック協会	大津支部	大津市瀬田大江町 32-7	077-544-2100	1,148	台

## 船舶

事業者名	所在地	電話番号 (上段) FAX 番号 (下段)	船舶名	台数	定員
琵琶湖汽船株式会社	大津市浜大津 5 丁目 1 番 1 号	077-522-4115 (TEL)	ミシガン	1	787 名
			ピアンカ	1	600 名
			いんたーらーけんⅡ	1	170 名
		077-524-7896 (FAX)	ランシング	1	100 名
			リオグランデ	1	200 名
			べんてん	1	180 名

【資料18 緊急輸送道路関係】

【緊急輸送道路に関する連絡防災拠点】

出典：滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画書（平成29年月；県道路課・大津市未来まちづくり部）

施設名称	接続道路種別・代表幅員	拠点種類	接続すべきネットワーク機能区分		
			第1次	第2次	第3次
滋賀県庁	(-)大津停車場本宮線 W=15.0m	地方公共団体	●		—
滋賀県大津土木事務所	(主)大津草津線 W=16.0m	地方公共団体	●		—
大津市消防本部	(主)伊香立浜大津線 W=8.0m	地方公共団体		●	—
滋賀県警察本部	(主)大津草津線 W=16.0m	地方公共団体	●		—
大津警察署	(主)大津草津線 W=16.0m	地方公共団体	●		—
大津北警察署	国道477号 W=15.3m	地方公共団体	●		—
大津市役所	(主)伊香立浜大津線 W=8.0m	地方公共団体		●	—
県大津合同庁舎	(-)大津停車場本宮線 W=15.0m	地方公共団体	●		—
国土交通省滋賀国道事務所	国道1号 W=8.5m	指定行政機関/指定地方行政機関	●		—
国土交通省琵琶湖河川事務所	国道422号 W=17.0m	指定行政機関/指定地方行政機関		●	—
滋賀県道路公社	(-)大津停車場本宮線 W=15.0m	指定行政機関/指定地方行政機関	●		—
関西電力(株)滋賀支店	国道1号 W=8.5m	指定公共機関/指定地方公共機関	●		—
N T T(株)	国道161号 W=11.0m	指定公共機関/指定地方公共機関	●		—
大阪ガス(株)滋賀支社	(主)大津能登川長浜線 W=8.0m	指定公共機関/指定地方公共機関		●	—
NHK(日本放送協会)大津放送局	国道1号 W=8.5m	指定公共機関/指定地方公共機関	●		—
BBCびわ湖放送	(市)中4709 W=10.1m	指定公共機関/指定地方公共機関		●	—
日本赤十字社滋賀県支部	(-)大津停車場本宮線 W=15.0m	指定公共機関/指定地方公共機関	●		—
琵琶湖開発総合管理所	(-)高島大津線 W=8.3m	指定公共機関/指定地方公共機関	●		—
陸上自衛隊大津駐屯地	国道161号 W=11.0m	自衛隊	●		—
大津港(地方港)	(主)大津草津線 W=16.0m	救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点	●		—
びわ湖大橋港	国道477号 W=15.3m	救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点	●		—
JR大津駅	(市)幹1037 W=30.1m	救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点	●		—
県立体育館	(市)中4013 W=9.8m	救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点		●	—
琵琶湖競艇場駐車場	国道161号 W=11.0m	救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点	●		—
びわこ文化公園	(主)大津能登川長浜線 W=8.5m	救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点 拠点広域避難地		●	—
日本通運(株)大津支店	国道1号 W=8.5m	救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点	●		—
湖西浄化センター	(-)高島大津線 W=8.3m	救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点 拠点広域避難地	●		—
大津IC(名神高速道路)	名神高速道路 W=24.0m	救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点	●		—
瀬田西IC(名神高速道路)	名神高速道路 W=24.0m	救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点	●		—
瀬田東IC(名神高速道路)	名神高速道路 W=24.0m	救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点	●		—
道の駅びわ湖大橋米プラザ	国道477号 W=15.3m	救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点	●		—
大津赤十字病院	(市)中3517 W=9.4m	災害医療拠点		●	—
皇子山総合運動公園	(主)伊香立浜大津線 W=8.0m	広域避難地		●	—
皇子ヶ丘公園	(主)伊香立浜大津線 W=8.0m	広域避難地	●		—
大津市役所木戸支所	(-)高島大津線 W=7.5m	地方公共団体	●		—
大津市民病院	国道1号 W=8.5m	災害医療拠点	●		—

備考：凡例／●＝当該拠点と連絡する緊急輸送道路の区分

【緊急輸送道路ネットワーク計画設定路線】

出典：滋賀県道路課（平成29年4月）

区分	路線番号	種別	路線名	区間 (起 点 ～ 終 点)	延長 (km)	車線数
第1次	国道	国	一般国道1号	甲賀市土山町山中～大津市横木一丁目	60.2	2-4
		国	一般国道1号(京滋BP)	草津市東草津四丁目～大津市神領四丁目	5.6	4
		国	一般国道161号	マキノ町野口～大津市逢坂一丁目	74.0	2
		国	一般国道161号(西大津BP)	大津市坂本七丁目～大津市横木一丁目	11.0	2
		高	名神高速道路	米原市長久寺～大津市追分町	82.5	4
		有国	一般国道1号(京滋BP)	大津市神領四丁目～大津市石山外畑町	8.7	4
		有国	一般国道161号(湖西道路)	大津市木戸～大津市坂本三丁目	16.7	2
		国	一般国道477号	守山市洲本町～大津市真野大野	8.3	2-4
	主要地方道18	主	大津草津線	草津市矢橋町～大津市丸の内町	4.6	4
	〃 18	主	大津草津線	大津市丸の内町～大津市浜大津	3.2	4
	〃 56	主	大津インター線	大津市本宮二丁目～大津市梅林二丁目	0.6	2
	一般県道103	一	大津停車場本宮線	大津市京町四丁目～大津市梅林二丁目	0.5	2
一般国道558	一	高島大津線	大津市北小松～大津市下阪本六丁目	9.3	2	
第2次	国道	国	一般国道367号	高島市今津町保坂～大津市伊香立途中町	31.1	
		国	一般国道422号	大津市石山寺三丁目～大津市南郷一丁目	1.8	
		国	一般国道477号	大津市真野大野～大津市伊香立途中町	6.7	
	主要地方道26	主	大津守山近江八幡線	草津市新浜町～大津市大萱六丁目	0.4	
	〃 47	主	伊香立浜大津線	大津市御陵町～大津市御陵町	0.4	
	一般県道106	一	千町石山寺辺線	大津市石山寺三丁目～大津市石山寺三丁目	0.7	
	一般県道559	一	近江八幡大津線	草津市界～大萱六丁目	—	
	一般県道307	一	北小松大物線	大津市南小松	—	
		市	幹1114	大津市南小松～大津市南小松	1.3	
		市	幹1033	大津市長等二丁目～大津市長等二丁目	0.1	
		市	幹1037	大津市浜町～大津市末広町	0.7	
		市	幹1042	大津市松本三丁目～大津市松本一丁目	0.3	
		市	幹1045	大津市馬場二丁目～大津市鶴の里	1.2	
		市	中4013	大津市におの浜四丁目～ 大津市におの浜四丁目	0.4	
		市	幹1058	大津市大萱六丁目～大津市大萱六丁目	1.0	
		市	中3401	大津市京町三丁目～大津市京町三丁目	0.2	
		市	幹2128	大津市皇子が丘三丁目～大津市御陵町	0.3	
		市	幹1031	大津市茶が崎～大津市皇子が丘一丁目	1.2	
		市	幹1068	大津市黒津二丁目～大津市稲津四丁目	0.23	
		市	南2317	大津市唐橋町～大津市蛭谷	0.66	
		市	中0216	大津市坂本七丁目～大津市坂本七丁目	0.60	
		市	幹1012	大津市今堅田三丁目～大津市今堅田三丁目	0.80	
		市	幹1033	大津市皇子が丘二丁目～大津市御陵町	0.48	
		市	幹2161	大津市和邇中～和邇中	0.20	

## 【資料19 避難施設関係】

### 【小・中学校】

避難所名	所在地	構造		屋内部分	
		コンクリート造 (RC, SR Cを含む)	階数	収容人数 (人)	面積 (㎡)
小松小学校	南小松 1122 番地	○	3	2,294	4,588
木戸小学校	荒川 1000 番地	○	2	2,744	5,488
和邇小学校	和邇中 190 番地	○	3	2,833	5,665
小野小学校	水明一丁目 34 番地 2	○	3	2,691	5,382
葛川小学校	葛川中村町 108-1	○	4	869	1,737
伊香立小学校	伊香立生津町 132-1	○	3	1,770	3,539
真野小学校	真野四丁目 6-17	○	4	3,555	7,109
真野北小学校	緑町 15-2	○	3	3,737	7,474
堅田小学校	本堅田三丁目 6-1	○	4	4,596	9,192
仰木小学校	仰木四丁目 15-8	○	4	2,025	4,049
仰木の里小学校	仰木の里四丁目 4-1	○	3	3,044	6,088
仰木の里東小学校	仰木の里東六丁目 1-1	○	3	3,340	6,680
雄琴小学校	雄琴二丁目 16-1	○	3	3,044	6,088
坂本小学校	坂本三丁目 12-57	○	4	4,796	9,592
日吉台小学校	日吉台三丁目 33-3	○	3	2,692	5,384
下阪本小学校	下阪本四丁目 10-1	○	4	3,465	6,929
唐崎小学校	際川四丁目 7-1	○	4	4,380	8,759
志賀小学校	南志賀一丁目 5-1	○	4	3,090	6,179
比叡平小学校	比叡平一丁目 45-1	○	4	1,895	3,790
藤尾小学校	茶戸町 10-1	○	5	2,649	5,297
長等小学校	大門通 5-1	○	4	3,075	6,149
逢坂小学校	音羽台 6-1	○	4	2,979	5,958
中央小学校	島の関 1-60	○	4	1,853	3,705
平野小学校	馬場一丁目 2-1	○	3	4,018	8,035
膳所小学校	中庄二丁目 8-37	○	3	4,108	8,215
富士見小学校	富士見台 42-16	○	4	3,577	7,154
晴嵐小学校	光が丘町 4-70	○	4	3,886	7,771
石山小学校	石山寺三丁目 11-20	○	3	3,995	7,990
南郷小学校	南郷一丁目 15-9	○	4	3,913	7,826
大石小学校	大石東七丁目 4-1	○	4	2,892	5,784
田上小学校	里五丁目 8-1	○	4	4,554	9,108
上田上小学校	平野一丁目 18-5	○	2	1,854	3,708
青山小学校	青山三丁目 16-1	○	3	3,521	7,041
瀬田小学校	大江四丁目 2-1	○	3	4,174	8,347
瀬田南小学校	三大寺 1-1	○	4	4,303	8,605
瀬田東小学校	一里山二丁目 20-2	○	4	3,564	7,128
瀬田北小学校	大將軍一丁目 14-5	○	3	3,637	7,274
志賀中学校	南船路 1029 番地	○	3	4,459	8,917
葛川中学校	葛川中村町 108-1	○	4	844	1,687
伊香立中学校	伊香立下在地町 414	○	4	3,273	6,546
真野中学校	清風町 24-1	○	4	3,665	7,330
堅田中学校	本堅田三丁目 22-1	○	4	4,146	8,291
仰木中学校	仰木の里五丁目 1-1	○	3	4,043	8,086
日吉中学校	下阪本六丁目 38-26	○	3	4,846	9,691
唐崎中学校	唐崎二丁目 9-1	○	4	3,738	7,475
皇子山中学校	尾花川 12-1	○	3	4,729	9,457
打出中学校	本宮二丁目 46-1	○	4	4,885	9,769
粟津中学校	晴嵐一丁目 20-20	○	4	5,244	10,488
北大路中学校	北大路三丁目 22-1	○	4	4,010	8,020
石山中学校	平津一丁目 23-1	○	4	4,624	9,248

避難所名	所在地	構造		屋内部分	
		コンクリート造 (R.C, S.R Cを含む)	階数	収容人数 (人)	面積 (㎡)
南郷中学校	赤尾町 57-1	○	4	3,765	7,529
田上中学校	新免一丁目 1-12	○	3	3,807	7,614
青山中学校	青山八丁目 24-1	○	3	3,512	7,024
瀬田中学校	大江七丁目 1-1	○	4	5,212	10,423
瀬田北中学校	大將軍一丁目 13-1	○	4	4,494	8,988
小計				192,708	385,390

### 【高校】

避難所名	所在地	構造		屋内部分	
		コンクリート造 (R.C, S.R Cを含む)	階数	収容人数 (人)	面積 (㎡)
膳所高等学校	膳所二丁目 11-1	○	3	2,089	4,177
大津清陵高等学校	大平一丁目 14-1	○	3	759	1,517
堅田高等学校	本堅田三丁目 9-1	○	3	1,831	3,662
東大津高等学校	瀬田南大萱町 1732-2	○	4	2,003	4,006
北大津高等学校	仰木の里一丁目 23-1	○	4	1,931	3,862
大津高等学校	馬場一丁目 1-1	○	4	1,335	2,670
石山高等学校	国分一丁目 15-1	○	3	1,722	3,443
瀬田工業高等学校	神領三丁目 18-1	○	3	1,743	3,485
瀬田高等学校	神領三丁目 18-1	○	4	338	675
大津商業高等学校	御陵町 2-1	○	3	1,795	3,589
小計				15,546	31,086

### 【幼稚園】

避難所名	所在地	構造		屋内部分	
		コンクリート造 (R.C, S.R Cを含む)	階数	収容人数 (人)	面積 (㎡)
志賀北幼稚園	荒川 880 番地	○	2	751	1,502
志賀南幼稚園	和邇今宿 482 番 1 号	○	3	1,140	2,280
伊香立幼稚園	伊香立下在地町 1310 番地	○	2	357	714
真野幼稚園	真野四丁目 6 番 27 号	○	2	636	1,271
真野北幼稚園	緑町 16 番 2 号	○	2	627	1,253
堅田幼稚園	本堅田三丁目 7 番 17 号	○	2	526	1,051
仰木幼稚園	仰木四丁目 1 番 30 号	○	2	333	665
仰木の里幼稚園	仰木の里三丁目 10 番 1 号	○	2	509	1,018
仰木の里東幼稚園	仰木の里東六丁目 4 番 1 号	○	2	497	994
雄琴幼稚園	雄琴二丁目 16 番 1 号	○	1	250	500
坂本幼稚園	坂本六丁目 1 番 12 号	○	2	491	982
日吉台幼稚園	日吉台三丁目 33 番 2 号	○	2	430	859
下阪本幼稚園	下阪本四丁目 15 番 12 号	○	2	425	850
唐崎幼稚園	際川三丁目 38 番 2 号	○	2	557	1,113
志賀幼稚園	勸学一丁目 8 番 1 号	○	2	567	1,133
比叡平幼稚園	比叡平一丁目 45 番 3 号	○	2	131	262
藤尾幼稚園	茶戸町 22 番 6 号	○	2	406	811
長等幼稚園	三井寺町 10 番 30 号	○	1	505	1,009
逢坂幼稚園	音羽台 6 番 2 号		1	309	618
大津幼稚園	島の関 1 番 50 号	○	1	362	724
平野幼稚園	馬場一丁目 5 番 28 号	○	2	604	1,208
膳所幼稚園	中庄二丁目 6 番 5 号	○	2	803	1,606
富士見幼稚園	富士見台 45 番 5 号	○	2	654	1,307

避難所名	所在地	構造		屋内部分	
		コンクリート造 (RC, SR Cを含む)	階数	収容人数 (人)	面積 (㎡)
晴嵐幼稚園	鳥居川町 15 番 22 号	○	2	545	1,089
石山幼稚園	石山寺三丁目 17 番 8 号	○	2	733	1,465
南郷幼稚園	南郷三丁目 15 番 1 号	○	2	483	965
大石幼稚園	大石中一丁目 5 番 9 号	○	2	428	855
田上幼稚園	関津六丁目 19 番 8 号	○	2	616	1,231
上田上幼稚園	平野一丁目 18 番 20 号		1	217	433
青山幼稚園	青山三丁目 16 番 2 号	○	2	521	1,042
瀬田幼稚園	大江四丁目 3 番 6 号	○	2	522	1,043
瀬田南幼稚園	三大寺 1 番 3 号		1	487	973
瀬田東幼稚園	一里山二丁目 20 番 1 号	○	2	456	911
瀬田北幼稚園	大將軍一丁目 14 番 1 号	○	3	599	1,197
小計				17,477	34,934

### 【市民センターほか】

避難所名	所在地	構造		屋内部分	
		コンクリート造 (RC, SR Cを含む)	階数	収容人数 (人)	面積 (㎡)
小松市民センター	北小松 565 番地		2	231	462
木戸市民センター	木戸 58 番地	○	3 地下 1	3,084	6,167
小野市民センター	湖青一丁目 1 番地 2	○	2	0	642
葛川市民センター	葛川坊村町 237 番地の 37		2	254	508
伊香立市民センター	伊香立生津町 133 番地の 1	○	2	366	732
真野市民センター	真野四丁目 6 番 2 号	○	2	657	1,314
真野北市民センター	緑町 4 番 1 号	○	3	493	985
堅田市民センター	本堅田三丁目 8 番 1 号	○	3	627	1,254
仰木市民センター	仰木四丁目 15 番 11 号	○	3	357	713
仰木の里市民センター	仰木の里七丁目 1 番 25 号	○	3	513	1,026
雄琴市民センター	雄琴一丁目 17 番 2 号	○	2	307	614
坂本市民センター	坂本六丁目 1 番 12 号	○	2	338	675
日吉台市民センター	日吉台一丁目 15 番 1 号	○	1	372	744
下阪本市民センター	下阪本三丁目 14 番 30 号	○	4	637	1,274
唐崎市民センター	唐崎二丁目 10 番 1 号		2	466	931
滋賀市民センター	南志賀一丁目 8 番 32 号	○	3	441	882
山中比叡平市民センター	比叡平三丁目 57 番 1 号		2	246	492
藤尾市民センター	横木二丁目 4 番 1 号	○	3	563	1,125
長等市民センター	大門通 16 番 40 号	○	2	324	648
逢坂市民センター	京町三丁目 1 番 3 号	○	5	488	976
中央市民センター	中央二丁目 2 番 5 号	○	4	577	1,154
平野市民センター	打出浜 10 番 30 号		2	352	703
膳所市民センター	本丸町 6 番 40 号	○	5	997	1,993
富士見市民センター	園山二丁目 15 番 33 号	○	3	656	1,311
晴嵐市民センター	北大路一丁目 9 番 5 号	○	3	681	1,362
石山市民センター	石山寺三丁目 15 番 15 号	○	3	461	921
南郷市民センター	南郷一丁目 12 番 13 号	○	3	529	1,057
大石市民センター	大石中一丁目 7 番 4 号	○	2	284	567
田上市民センター	里三丁目 9 番 1 号	○	3	645	1,290
上田上市民センター	牧一丁目 1 番 24 号	○	2	258	515
青山市民センター	青山五丁目 13 番 36 号	○	3	661	1,321
瀬田市民センター	大江三丁目 2 番 1 号	○	3	905	1,809
瀬田南市民センター	神領三丁目 8 番 9 号	○	3	535	1,069
瀬田東市民センター	一里山三丁目 16 番 1 号	○	3	540	1,080
瀬田北市民センター	大將軍一丁目 14 番 30 号	○	3	480	960
和邇公民館	和邇中 94 番地の 1	○	2	200	400

避難所名	所在地	構造		屋内部分	
		コンクリート造 (R.C. S.R. Cを含む)	階数	収容人数 (人)	面積 (㎡)
和邇文化センター	和邇高城 12 番地	○	1	1,268	2,536
和邇市民体育館	和邇高城 27 番地の 2	○	2	570	1,139
葛川少年自然の家	葛川坊村町 243 番地	○	2	1,239	2,479
伊香立児童館	伊香立下龍華町 584 番地の 157	○	1	100	200
伊香立老人憩の家やまゆり荘	伊香立北在地町 272 番地	○	1	0	786
伊香立環境交流館	伊香立下在地町 1222 番 1 号	○	2	0	726
伊香立ふれあいセンター	伊香立下龍華町 584 番地の 157	○	1	63	125
北部地域文化センター	壱田二丁目 1 番 11 号	○	2	1,159	2,318
仰木太鼓会館	仰木四丁目 2 番 50 号		1	160	320
坂本市民体育館	坂本六丁目 33 番 19 号	○	1	327	653
坂本市民格技場	坂本六丁目 1 番 11 号	○	1	116	231
坂本公民館分館	坂本六丁目 11 番 48 号	○	2	100	200
比叡ふれあいセンター	坂本六丁目 33 番 19 号	○	2	357	714
滋賀里コミュニティセンター	滋賀里一丁目 9 番 11 号	○	2	197	393
埋蔵文化財調査センター	滋賀里一丁目 17 番 23 号	○	1	248	496
山中会館	山中町 1 番 12 号	○	2	180	360
大津びわこ競輪場	二本松 1 番 1 号		3	665	1,330
市民文化会館	御陵町 2 番 3 号	○	3	311	622
中ふれあいセンター	皇子が丘一丁目 9 番 10 号	○	2	179	357
勤労福祉センター	打出浜 1 番 6 号	○	5	1,369	2,737
生涯学習センター	本丸町 6 番 50 号	○	4	777	1,554
膳所児童館	昭和町 15 番 15 号	○	2	120	240
膳所ふれあいセンター	昭和町 15 番 25 号	○	2	184	367
石山市民体育館	石山寺三丁目 10 番 35 号		1	346	691
田上児童館	稲津一丁目 14 番 30 号	○	2	119	238
田上市民体育館	稲津一丁目 10 番 18 号		1	214	428
南ふれあいセンター	稲津一丁目 10 番 20 号	○	2	108	215
小計				30,001	62,131
総計				255,732	513,541



【資料20 生活関連等施設の種類の種類及び所管省庁、市内施設数】

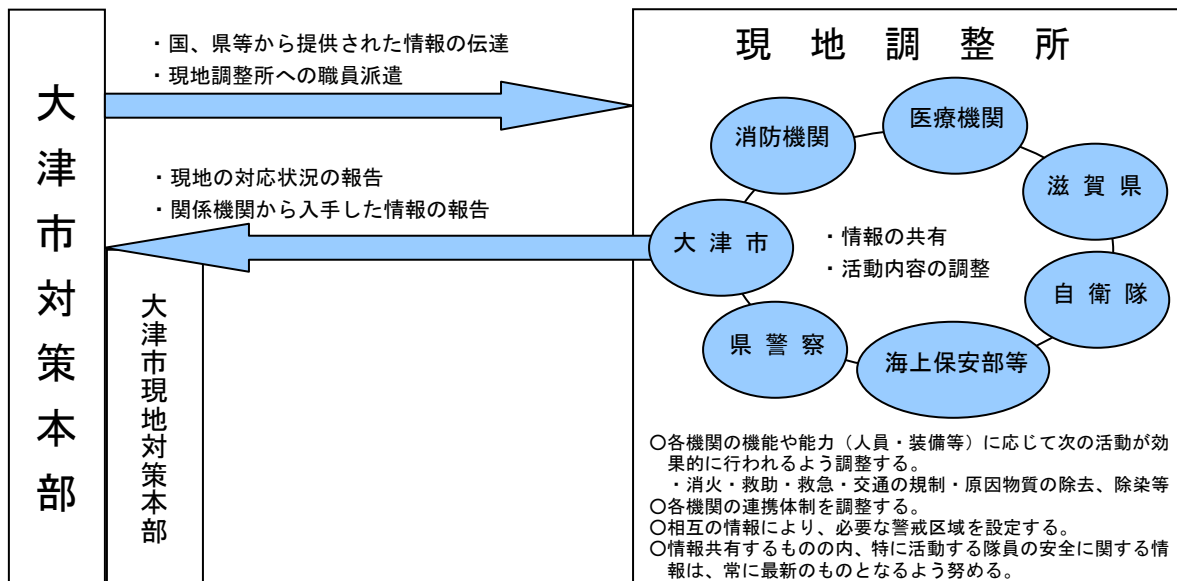
(平成21年4月1日現在)

国民保護法施行令	各号	施設の種類の種類	所管省庁名	市内にある施設箇所数
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	14箇所
	2号	ガス工作物	経済産業省	11箇所
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	31箇所
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	4路線
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	1箇所
	6号	放送用無線設備	総務省	2箇所
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	3箇所
	8号	滑走路等旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	1箇所
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	1箇所
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	製造所 4箇所 一般取扱所 82箇所 給油取扱所 120箇所 屋外貯蔵所 13箇所 屋内貯蔵所 121箇所 屋外クク貯蔵所 32箇所 屋内クク貯蔵所 18箇所 地下クク貯蔵所 189箇所 簡易クク貯蔵所 5箇所 移動クク貯蔵所 79箇所 販売取扱所 1箇所 計 664箇所
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	6箇所
	3号	火薬類	経済産業省	3箇所
	4号	高压ガス	経済産業省	12箇所
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	—
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	—
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	11箇所
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省	6箇所
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	—
	10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）	—
	11号	毒性物質	経済産業省	—

危険物については平成21年3月31日現在

## 【資料21 現地調整所の組織編成例等】

### 【現地調整所の組織編成例】



### 【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

(注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。